写

認地第４０７号
平成２５年１０月１７日

各市町村介護保険主管課長　様

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課長

指定介護予防支援の委託要件の解釈について

このことについては、平成１８年４月の介護保険制度の改正により、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターは、指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できるとされ、委託する事業者は、都道府県が実施する研修を受講する等の介護支援専門員が従事することとされていたことから、これまで、県が実施する「介護予防ケアマネジメント研修」の受講を受託要件としていた市町村が多数あります。

平成２１年１１月の国の行政刷新会議において、本研修の実施を定めていた「平成１２年５月１日老発４７３号　介護サービス適正実施指導事業の実施について」が「地方に移管」とされ、その結果をもって国庫補助が廃止されました。

こうした状況を踏まえ、県では平成２３年度まで指定居宅介護支援事業所を対象に「介護予防ケアマネジメント研修」を実施し、平成２４年度以降は地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に研修を実施できるよう「介護予防ケアマネジメント指導者養成研修」を実施してきたところです。

平成１９年度以降は、介護支援専門員実務研修及び４４時間研修に介護予防支援（ケアマネジメント）のカリキュラムが組み込まれたことを踏まえ、今後は介護予防支援の質を確保し、受託可能な事業所の拡大を図る観点から、委託できる事業者については、これまでの介護予防ケアマネジメント研修受講者の他、平成１９年度以降の介護支援専門員実務研修及び４４時間更新研修を受講した介護支援専門員が従事する居宅介護支援事業所についても委託可能と解釈することができるとしましたので通知します。

なお、介護予防ケアマネジメント指導者養成研修は平成２６年度をもって廃止します。

【お問合せ先】
熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課　高橋
TEL:096-333-2211(7117)
FAX:096-384-5052
MAIL:takahashi-n@pref.kumamoto.lg.jp